

建設業許可通知書

石建指 第**30001**号指令
-915

商号・名称 大平洋建業 (株)

代表者 佐藤 芳郎

令和2年 6月29日申請の特定建設業の許可については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

なお、平成29年 8月18日付北海道知事許可(特-29)石第2925号は、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添えます。

令和 2年 8月14日

北海道知事 鈴木 直道



記

許可番号 北海道知事許可(特-2)石第02925号

許可の有効期間 令和2年 9月 8日から令和 7年 9月 7日まで

建設業の種類

土木工事業	建築工事業
大工工事業	左官工事業
とび・土工事業	屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	舗装工事業
板金工事業	塗装工事業
防水工事業	内装仕上工事業
建具工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;令和 7年 8月 8日
(この日が北海道の休日に該当する場合は、直後の開庁日)